

予算・決算特別委員会 経済建設分科会

日時：令和5年9月15日（金）

午前9時30分から

場所：第3委員会室

1 付託議案の審査

議案第89号 令和5年度島田市一般会計補正予算（第7号）中、所管に属するもの

議案第98号 令和5年度島田市一般会計補正予算（第8号）中、所管に属するもの

認定第1号 令和4年度島田市一般会計決算の認定について中、所管に属するもの

2 その他

委嘱議案審査項目（予算・決算特別委員会経済建設分科会）

令和5年8月30日上程議案

○議案第89号 令和5年度島田市一般会計補正予算（第7号）

歳 出

【予算に関する説明書頁/補正予算概要書頁】

6款 農林業費

1項3目	農業振興費	-----	39・40/3・4
4目	茶業振興費	-----	41・42/3・4
2項6目	木でつくる未来基金費	-----	41・42/3・4

8款 土木費

4項1目	都市計画総務費	-----	41・42/5・6
------	---------	-------	-----------

歳 入

【予算に関する説明書頁】

16款 県支出金

2項4目	農林業費県補助金	-----	35・36
------	----------	-------	-------

令和5年9月13日上程議案

○議案第98号 令和5年度島田市一般会計補正予算（第8号）

【予算に関する説明書頁/補正予算概要書頁】

歳 出

7款 商工費

1項4目	観光費	-----	5・6/1・2
------	-----	-------	---------

歳 入

【予算に関する説明書頁】

15款 国庫支出金

2項8目	商工費国庫補助金	-----	5・6
------	----------	-------	-----

～休憩～ 説明員の入れ替えを行います。

○認定第1号 令和4年度島田市一般会計決算の認定について

歳出

【決算書 / 成果に関する報告書頁】

②

2款 総務費

1項4目	地域振興費中、 都市提携・交流事業	-----	81・82/	50・51
5目	人権・男女共同参画費中、 多文化共生事業	-----	81・82/	55
18目	ふるさと創生基金費	-----	87・88/	—
23目	諸費中、県支出返還金のうち 農業費県補助金返還金（農業振興課）	-----	91・92/	—
7項2目	交通安全施設費	-----	97・98/	102

3款 民生費

5項1目	災害救助費中、災害救助費事業のうち 住宅応急修理事業	-----	123・124/	161
	障害物除去事業	-----	123・124/	161
	飲料水供給事業	-----	123・124/	162

4款 衛生費

1項9目	水道費	-----	131・132/189・190	
2項5目	住宅団地汚水処理場費	-----	135・136/198・199	
6目	し尿処理費	-----	135・136/199・200	
7目	浄化槽設置推進費	-----	135・136/	200

5款 労働費

1項1目	労働諸費	-----	135~138/201・202	
2目	雇用対策費	-----	137・138/202・203	

～休憩～ 説明員の入れ替えを行います。

③

6款 農林業費

1項1目	農業委員会費	-----	137・138/204~206
2目	農業総務費	-----	137・138/206・207
3目	農業振興費	-----	139・140/207~210
4目	茶業振興費	-----	139~142/210~213
5目	土地改良費	-----	141・142/213~218
6目	地籍調査費	-----	141~144/218・219
2項1目	林業総務費	-----	143・144/ —
2目	林業振興費	-----	143・144/219~222
3目	林道費	-----	143~144/223~225
4目	治山費	-----	145・146/ 225
5目	林業地域振興基金費	-----	145・146/ —
6目	木でつくる未来基金費	-----	145・146/ 225

~休憩~ 説明員の入れ替えを行います。

④

7款 商工費

1項1目	商工総務費	-----	145・146/ —
2目	商工振興費	-----	145~150/226~237
3目	企業誘致費	-----	149・150/ 237
4目	観光費	-----	149~152/237~248
5目	温泉施設費	-----	151・152/248~253
6目	温泉施設基金費	-----	151・152/ —

~休憩~ 説明員の入れ替えを行います。

⑤	8款 土木費			
	1項1目	土木総務費	-----	151~154/ 254
	2項1目	道路橋りょう総務費	-----	153・154/254~256
	2目	道路維持費	-----	153・154/ 257
	3目	道路新設改良費	-----	153~158/257~266
	4目	橋りょう維持費	-----	157・158/ 266
	5目	橋りょう新設改良費	-----	157・158/266・267
	3項1目	河川総務費	-----	157・158/ 267
	2目	河川維持改良費	-----	157・158/267~270
	4項1目	都市計画総務費	-----	159・160/270~272
	2目	街路事業費	-----	159・160/ -
	3目	都市下水道費	-----	159・160/ -
	4目	公園管理費	-----	159~162/273~275
	5目	緑化事業推進費	-----	161・162/ 276
	6目	公共下水道費	-----	161・162/ 276
	7目	新東名 I C周辺地区開発費	-----	161・162/277~278
	5項1目	住宅総務費	-----	163・164/ -
	2目	住宅管理費	-----	163・164/278~280
	3目	建築指導費	-----	163~166/280~284

～休憩～ 説明員の入れ替えを行います。

⑥	10款 教育費			
	5項6目	博物館費	-----	179~182/327~329
	7目	文化財保護費	-----	181・182/329~331
	8目	文化事業費	-----	181~184/331~334
	11款 災害復旧費			
	1項1目	農林業施設災害復旧費	-----	187・188/ 344
	2目	農地災害復旧費	-----	187・188/ 345
	2項1目	公共土木施設災害復旧費	-----	187~190/345~347

～休憩～ 説明員の入れ替えを行います。

13款 分担金及び負担金

1項1目 農林業費分担金	-----	19・20
2目 災害復旧費分担金	-----	19・20
2項3目 土木費負担金	-----	21・22

14款 使用料及び手数料

1項3目2節 清掃使用料中、

伊太住宅団地第一污水处理場使用料	-----	23・24
伊太住宅団地第一污水处理場過年度分使用料	-----	23・24
伊太住宅団地第二污水处理場使用料	-----	23・24
伊太住宅団地第二污水处理場使用料	-----	23・24
月坂住宅団地污水处理場使用料	-----	23・24
月坂住宅団地污水处理場過年度分使用料	-----	23・24
行政財産使用料（下水道課）	-----	23・24

4目 農林使用料	-----	23・24
----------	-------	-------

5目 商工使用料	-----	23~26
----------	-------	-------

6目 土木使用料	-----	25・26
----------	-------	-------

8目2節 社会教育使用料中、

博物館観覧料	-----	25・26
行政財産使用料（博物館課）	-----	25・26
行政財産使用料（文化振興課）	-----	25・26

2項2目2節 清掃手数料中、

一般廃棄物処理業許可手数料（下水道課）	-----	27・28
浄化槽清掃業許可手数料	-----	27・28

3目 農林手数料	-----	27・28
----------	-------	-------

4目 土木手数料	-----	27・28
----------	-------	-------

15款 国庫支出金

2項3目2節 清掃費補助金中、

循環型社会形成推進交付金	-----	33・34
--------------	-------	-------

4目 土木費国庫補助金	-----	33・34
-------------	-------	-------

6目4節 社会教育費補助金	-----	35・36
---------------	-------	-------

7目 災害復旧費国庫補助金	-----	35・36
---------------	-------	-------

3項3目 土木費委託金	-----	37・38
-------------	-------	-------

16款 県支出金

2項3目2節	清掃費補助金	-----	41・42
4目	農林業費県補助金	-----	41~44
5目	商工費県補助金	-----	43・44
6目	土木費県補助金	-----	43・44
8目	教育費県補助金中、		
	文化財保存費補助金	-----	45・46
10目	災害復旧費県補助金	-----	45・46
3項2目	農林業費委託金	-----	45・46
3目	商工費委託金	-----	45・46
4目	土木費委託金	-----	45・46
5目1節	権限移譲事務交付金中、		
	高圧ガス保安法事務交付金	-----	47・48
	液化石油ガス保安確保等事務交付金	-----	47・48
	文化財保護法等事務交付金	-----	47・48
	鳥獣保護及び狩猟適正化法等事務交付金	-----	47・48
	森林法等事務交付金	-----	47・48
	福祉のまちづくり条例施行事務交付金	-----	47・48
	中小企業等協同組合法等事務交付金	-----	47・48
	商工会議所法等事務交付金	-----	47・48
	商工会法事務交付金	-----	47・48
	農地法等事務交付金	-----	47・48
	国有財産法境界立会事務交付金	-----	47・48
	土地改良法事務交付金	-----	47・48
	建設リサイクル法事務交付金	-----	47・48
	土採取等規制条例施行事務交付金	-----	49・50
	国土利用計画法事務交付金	-----	49・50
	屋外広告物法等事務交付金	-----	49・50
	建築基準法等事務交付金	-----	49・50
	長期優良住宅普及促進法事務交付金	-----	49・50
	建築物省エネ法等事務交付金	-----	49・50
	浄化槽法事務交付金	-----	49・50
	中小企業団組織法事務交付金	-----	49・50
	地球温暖化防止条例施行事務交付金	-----	49・50

17款	財産収入		
1項1目1節	土地貸付収入中、		
	行政財産土地貸付収入（観光課）	-----	49・50
	行政財産土地貸付収入（博物館課）	-----	49・50
2目1節	利子及び配当金中、		
	ふるさと創生基金利子	-----	49・50
	林業地域振興基金利子	-----	51・52
	温泉施設基金利子	-----	51・52
	木でつくる未来基金利子	-----	51・52

18款	寄附金		
1項3目	商工費寄附金	-----	51・52
6目	土木費寄附金	-----	53・54

19款	繰入金		
1項8目	林業地域振興基金繰入金	-----	55・56
9目	温泉施設基金繰入金	-----	55・56
13目	木でつくる未来基金繰入金	-----	55・56

21款	諸収入		
4項4目	農林業受託事業収入	-----	59・60
5目	教育受託事業収入	-----	59・60
5項3目10節	農林業雑入	-----	67~70
11節	商工雑入	-----	69・70
12節	土木雑入	-----	69・70
14節	教育雑入中、		
	文化事業収入	-----	71・72
	博物館講座受講料	-----	71・72
	博物館資料複写代	-----	71・72
	博物館冊子等売払収入	-----	71・72

22款	市債		
1項3目	農林業債	-----	73・74
4目	土木債	-----	73・74
8目	災害復旧債	-----	75・76

「越すに越されぬ大井川」の川越（川留め・川明け）から日本一大茶産地発展の軌跡をたどる滞在型体験プログラム造成事業

事業費：21,010千円
（補助見込額：12,500千円）

<p>事業概要</p>	<p>江戸時代東海道最大の難所と知られた大井川が「越すに越されぬ大井川」と詠われた歴史や川明け後架橋された「蓬萊橋」、川越人足の働く場の創出を目的に牧之原台地が開墾され、日本一大茶産地へと発展してきた歴史を巡り感じるモニターツアーを造成し、島田市内での観光消費へ繋げていく。</p>
<p>実施体制</p>	<p>実施主体：島田市 連携体制：観光事業者（旅行、宿泊、飲食、体験コンテンツ）、富士山静岡空港</p>
<p>地域の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで富士山静岡空港を利用するインバウンド客は、首都圏や中京圏へ拡散し、富士山静岡空港周辺への誘客につなげていないことが課題であった。 ・富士山静岡空港に隣接している島田市の観光資源について、インバウンド客に対しPRや情報発信が不足しているため、観光の目的地として選ばれるためにPRやプロモーションが重要である。
<p>造成するインバウンド向け観光コンテンツの内容</p>	<p>インバウンド客の滞在期間に応じて、ショートとロングで複数の商品を造成する。</p> <p>①ショートステイ需要向け（1泊2日想定） 「越すに越されぬ大井川」の川越しと、蓬萊橋架橋をたどるプラン</p> <p>②ロングステイ需要向け（3泊4程度想定） 「大井川川留めの歴史から日本一大茶産地形成、茶文化成り立ちの軌跡をたどる旅」</p> <p>各プランには、当地域の成り立ちを時間軸に沿って追体験できるよう、大井川川越遺跡（国指定史跡）への滞在（博物館本館・分館での体験コンテンツ（運台越し体験、着物着付体験、裂織など）、明治33年築・旧桜井邸（登録有形文化財）を活用した滞在型コンテンツ造成（地元食材を使った特別なメニューを楽しめる商品造成）、古民家への宿泊、蓬萊橋の渡橋、茶畑見学・茶工場見学、お茶体験コンテンツ造成（緑茶、和紅茶、和白茶など様々なお茶の楽しみ方を提供するプランの造成を想定）などを組み入れる。</p>
<p>アピールポイント（独自性、地方誘客や観光消費拡大への効果など）</p>	<p>本滞在型体験プログラム造成事業では、体験、交通、宿泊等の事業者の相互の連携を図り、この地域にしか無い「なぜ？」を文脈として語れるインバウンド向けガイドを育成し、当地域の成り立ちに関連性の高い観光コンテンツをつなぎあわせた高付加価値商品を造成・流通させる。また、インバウンド誘客については富士山静岡空港の就航先である韓国・中国を中心に、首都圏、中京圏の中間に位置する本市としては、静岡駅を利用する中国、台湾、韓国、欧米等の富裕層をターゲットに絞り誘客を図る。本事業では、モニターツアー客を対象にアンケート調査を実施することで、観光コンテンツをブラッシュアップすることにより、継続的な誘客へ繋げる。</p>
<p>スケジュール</p>	<p>2023年10月～11月観光コンテンツ造成、12月モニターツアーの開催 1月造成したコンテンツのプロモーション</p>

これまでに活用した観光庁事業	
看板商品創出事業	
域内連携促進事業	観光協会
誘客多角化事業	

※上記当てはまる場合はボックスに○記入

1次公募での応募の有無	
-------------	--

※1次公募に応募した場合は、ボックスに○記入



【東海道五十三次 川越】



【牧之原大茶園】



【蓬萊橋】